

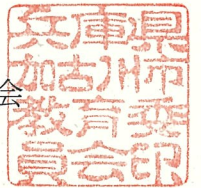


加古川市教育委員会告示第 1 号

加古川市文化財の保護に関する条例（昭和 37 年条例第 8 号）第 4 条の 2 の規定に基づき、令和 8 年 3 月 10 日に次の文化財を加古川市登録文化財に登録したので、第 4 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 16 日

加古川市教育委員会



記

	種別	名称	数量	所有者・管理者	所在地
1	建造物	石造五輪塔	1 基	新在家町内会	平岡町新在家 786 番 4
2	歴史資料	七騎塚の碑	1 基	船頭町内会	米田町船頭 306 番地の 2